

10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
分類	(返) (赤)
配架番号	3 A
	14
	48-16

41

厚生省發勅第一五三號

昭和二十年六月三日



246630

厚生省 軍需次官

地方行政事務局長  
廳府 軍需監理官

工場從業者整理活用ニ關スル件

當面緊要ニシテ勞務ノ逼迫セル實情、燃料、運輸通信等ノ要員確保ヲ圖ル  
爲其ノ他ノ工場從業者ノ大幅整理縮減ヲ爲シ以テ適正ナル勞務ノ配置ニ依  
リ綜合戦力ノ益的昂揚ヲ遂グル可ク別紙ノ通り工場從業者整理活用ニ關ス  
ル件一次官會議決定ノ上閣議報告セラレタル處戦力ノ現段階ニ鑑ミ左記ニ  
依リ關係各屬緊密ナル連絡ノモトニ迅速ニ之ガ實施ヲ計ラシムル比段依命及  
通牒候也

国立公文書館	
分類	
配架番号	48-16

めくれず

追而別紙次官會議決定要綱中、種別細目ニ付テハ別添参照、上掲價相成度  
尙特殊精練等及材料品製造業並に金屬精練業及材料品製造  
業ニ付テハ其ノ他、別添の調査ニ關シ別添添附セララルベキニ付爲念申添候

一、工場事業場別整理要綱ニ依リ之ヲ決定スルコト

(1) 整理ハ差當リ中、取扱友地方扱第一種工場事業場ヲ主眼トシテ實施ス  
ルコトトシ、其ノ他ノ工場事業場ニ付テハ右ノ完了後必要ニ應ジ實施ス  
ルモノトスルコト

取次工場事業場及企業整備ニ依ル休廢工場事業場ニ付テハ別添措置  
セララルベキニ付之ヲ除外スルコト

(2) 軍需監理部長(支所長)生産所管省現地機關ハ所管關係工場事業場  
ニ付工場従業者整理基準ノ定ムル業種別(整理セサル業種ヲ含ム)工  
場事業場別従業者數ヲ調査シ之ヲ地方長官ニ通達スルコト

右ノ場合一工場事業場ニシテ従業者ノ生産ヲ爲スモノニ付テハ該業  
種別従業者數ヲ算入スルコト

(3) 地方長官ハ目録府縣ノ整理スベキ従業者總數ヲ決定スルコトトシ右  
ハ各業種別現在従業者ニ付整理基準ニ定ムル比率ヲ乘ジタル數ノ合計  
トスルコト

尙長缺者及入營、應召者數ハ右算定ニ當リ除外シ計上スルコト

(4) 右目録府縣ノ整理従業者總數ヲ決定シタルトキハ同一的ニ工場事業  
場別ノ従業者數ヲ決定スルコトナク當該工場事業場ノ實情ヲ充分勘案  
ノ上妥當ナル工場事業場別ノ整理従業者數ヲ決定スルコト

本年四月三十日發給第一二一號通牒「特殊技能者ノ徵用解除ニ關スル  
件」及五月二十一日發給第五九七號通牒「緊急主要食糧確保勞務對策  
ニ關スル件」ニ依リ歸農又ハ原職ニ復職セシムベキ従業者數ハ右整理

従業者數ニ含ムモノトスルコト

疎開ノ爲ニ移設セラレタル工場事業場ニ付テハ特ニ配慮スルコト

(5) 前各號ノ決定ニ當リテハ地方國民労働局長會ノ議ヲ經ルコトト  
シ併セテ勅勞配置監察員制度ノ活用ヲ圖ルコト

めくれず

右整理セラルベキ工場事業場従業者數ノ決定ハ六月二十日完了ヲ目途トシテ取進ムルコト

整理スベキ従業者ハ農業其ノ他ニ配置轉換スルコトトシ右ノ場合發シ通牒（昭和二〇四三〇發勤第一二一號「特殊技能者ノ徵用解除ニ關スル件」、昭和二〇五二「發勤第五九七號「緊急主要食糧確保勞務對策ニ關スル件」、昭和二〇五二「發勤第一四五號「昭和二十年度第一次勤勞動員實施計畫ニ關スル件」、昭和一〇五二「發勤第六二九號「運輸通信關係緊急要員充足ニ關スル件」ニ依リ歸農其ノ他ニ復歸セシメ又ハ動員割當數ノ範圍内ニ於テ食糧、燃料、運輸通信等ニ優先充足スルモノトスルコト

尙配置轉換ノ實施ハ整理従業者、轉換先等決定次第直ニ實施スルモノトシ全配置轉換計畫策定ヲ俟ツテ轉換スルガ如キコトナキ様留意スルコト

三 本件實施ニ伴ヒ第一次勤勞動員計畫ノ工場事業場別割當數ニ付所要ノ變更ヲ爲スコト 但シ整理工場事業場ニ付テモ特別ノ事情ニ依リ要員確保ノ必要ヲ生ジタルトキハ學徒等ノ機動配置其ノ他ニ依リ之ガ充足ニ努ムルコト

四 農業關係受入態勢ノ整備ニ付テハ別途農商省ヨリ通牒アルベキモ工場事業場ヘノ配置轉換ニ付テハ左ニ依リ之ガ計畫ノ迅速確實ヲ期スルモノトスルコト

(イ) 配置スベキ工場事業場ガ徵用實施工場事業場ナルトキハ徵用ニ依リ之ヲ爲スコト

(ロ) 其ノ他ノ工場事業場ニ付テハ必要ニ依リ徵用又ハ就職命令ニ依リ強制配置スベキコト

(ハ) 徵用ノ解除及變更ニ付テハ申請ヲ俟タズ地方長官ノ職權ニ依リ之ヲ行フモノトスルコト

五 配置轉換従業者ニ付テハ配置轉換ト同時ニ國民勤勞動員令第四條ニ基ク要員指定ヲ爲ス等之ガ確保ノ措置ヲ講スルモノトスルコト

六 整理工場事業場ニ於テハ事後ニ於ケル職員幹部工員ノ配置ニ付特ニ留





本件ハ概ネ一月以内ニ完了スルヲ目途トスルコト

備考

一、國ノ作業モ本件ニ準ジ其ノ所管官廳ニ於テ地方長官ト連繫シ措置スルコト

二、長期缺勤者ヲ除ク

工場従業者整理基準

(昭二〇六一)

一、業種別整理基準左ノ趣トス

(一) 左ニ掲グル業種ニ付テハ整理ヲ行ハサズモノトス

特攻兵器工業 (陸海軍省ニ於テ工場ヲ指定ス)

航空發動機工業

小運送關係機器工業

火薬爆薬工業

液体燃料工業

アンモニア系製品製造業、曹達工業製造業、製糖業

重製機器修理業 (車輛ヲ含ム)

農器具製造業

製粉、精米、精麥業

(二) 航空機 (發動機ヲ除ク) 及陸海軍兵器工業ニ付テハ概ネ一割程度ノ整理ヲ行フモノトス

(三) 左ニ掲グル業種ニ付テハ概ネ二割程度ノ整理ヲ行フモノトス  
 一般兵器及動聯工業  
 輕金屬精鍊業及材料品製造業  
 重要金屬精鍊業  
 特殊鋼製鍊業  
 (四) 左ニ掲グル業種ニ付テハ概ネ三割程度ノ整理ヲ行フモノトス  
 艦船製造業  
 鐵鋼(特殊鋼ヲ除ク)精鍊業及材料品製造業  
 其他ノ金屬工業  
 (五) 前各號ニ掲グル以外ノ工業ニ付テハ三割以上ノ整理ヲ行フモノトス  
 二 戰災工場及企業整備ニ依ル休廢止工場ニ付テハ前項ノ基準ニ依ルコトナク  
 整理ヲ行フモノトス  
 三 本件整理ニハ事務職員ヲ含ムモノトス  
 備考  
 業種別整理基準ハ全國總計ノ整理率ニシテ同率ニ達スル如ク各地域ノ操  
 業狀況ニ依リ各地域別業種別ニ付所要ノ補整ヲ行フモノトス

(別添)

業種別細目

- 一 大官會議決定要綱前文中ノ「燃料」ハ松根油、木炭、天然石油等液体燃料  
 又外石炭及がすが含ま「運通信電」ニハ發送配電關係部門ヲ含ム
- 二 同上工場従業員者整理基準中
  - (イ) 「火藥爆藥工業」ハ硝酸、硝安、純ベンゾール、純トルオール、メタノ  
 ール、グリセリン、硝酸加里、硝酸バリウム等火藥爆藥原料製造工業ヲ  
 含ム
  - (ロ) 「燃体燃料工業」ハメタノール、ブタノール、ブタノールアセトン、ア  
 ルコール、標準燃料等ノ製造工業ヲ含ム
  - (ハ) 「重要機器修理業」ハ車輛ノ外酸素製造業ヲ含ム
  - (ニ) 「アセチレン系製品製造業」ハ濃硫酸製造業ヲ含ム
  - (ホ) 「航空發動機工業」ハ動聯部品製造及同鑄鍛造工業ヲ含ム





